

報告 3 景観整備機構について

景観整備機構の指定に向けて

札幌市景観計画 P50

第5章 5-2 景観資源の保全・活用

(3) 主な取組 ③多様な主体による景観資源の共有

ア 保全・活用を促す多様な情報発信

景観資源について、広報誌やホームページなど様々な媒体を通じて情報発信します。

発信する情報は、新たに掘り起こしたものを含めた景観資源のリストや位置図はもとより、維持・保全に有効な活用事例等も含めることで市民等の意識の醸成を図ります。

景観整備機構の指定に向けて

札幌市景観計画 P61

第5章 5-4 景観形成に関する普及啓発

(3) 主な取組

③市民・事業者等の自発的活動を促進する施策の充実

イ 人や活動のネットワークを充実する仕組みの検討

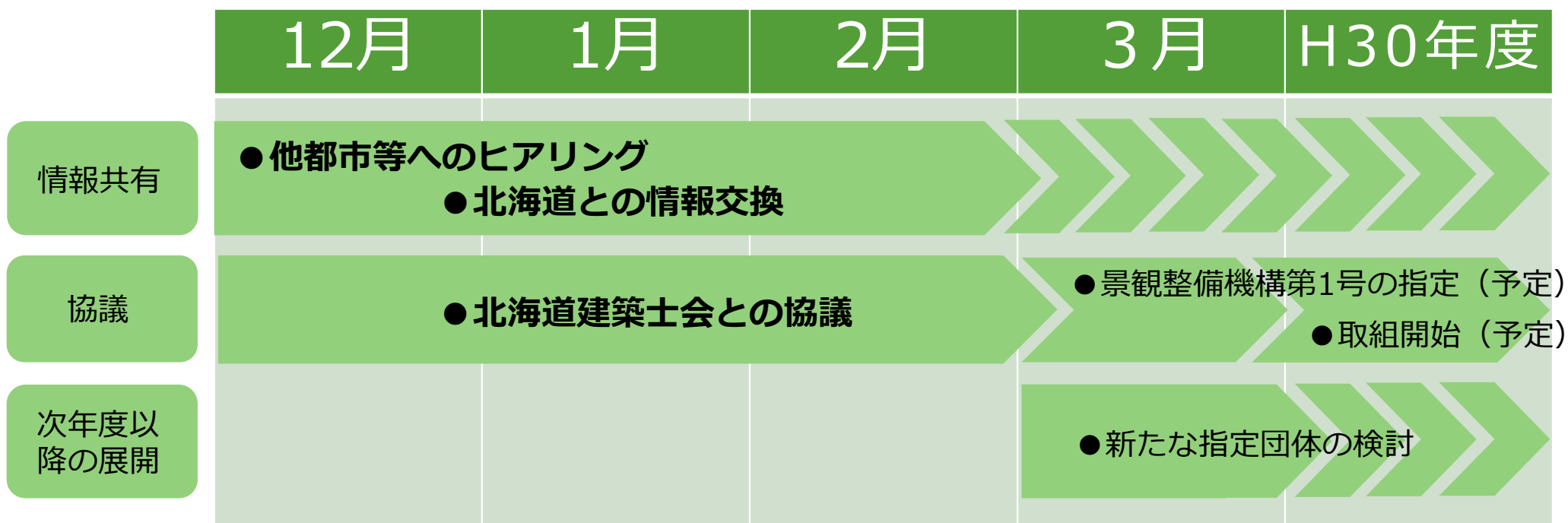
市民・事業者等の個々の活動が広がり、相互につながって連鎖的に展開していくよう、景観整備機構の指定、専門家や活動団体の認証など、人や活動のネットワークを充実する仕組みの検討を行います。

景観法運用指針

・景観行政団体は、景観整備機構の趣旨を踏まえ積極的に指定を行うことが望ましい。

景観整備機構の指定に向けて

今後のスケジュール



景観整備機構の指定に向けて

景観整備機構制度とは

民間団体や市民による自発的な景観まちづくり活動の一層の推進を図るため、景観の保全・整備について一定の能力を有する一般社団法人、一般財団法人やNPO法人を景観行政団体（札幌市）が景観法に基づく景観整備機構として指定し、良好な景観形成を担う主体として位置付ける制度。

景観整備機構に指定されると、市民に身近な景観形成を担う団体として、景観法第93条各号の業務について、市と連携しながら良好な景観の形成の推進に取り組むことができる。

景観整備機構の指定に向けて

業務（景観法第93条）

- 1.良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 2.管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。
- 3.景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。
- 4.前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。
- 5.景観法第五十五条第二項第一号の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと。
- 6.良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。
- 7.前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。

景観整備機構の指定状況

■ 全国の指定状況（のべ110法人、19都道県、55市区町村）

景観行政団体	指定件数
北海道	1
北海道函館市	1
岩手県	2
岩手県盛岡市	2
岩手県北上市	2
岩手県遠野市	1
茨城県	3
栃木県宇都宮市	2
埼玉県	3
埼玉県熊谷市	2

景観行政団体	指定件数
埼玉県川口市	1
埼玉県春日部市	1
埼玉県越谷市	1
千葉県	3
千葉県柏市	3
東京都	1
東京都練馬区	1
神奈川県川崎市	1
神奈川県鎌倉市	1
長野県	1

景観行政団体	指定件数
長野県長野市	1
長野県松本市	1
長野県飯田市	1
長野県諏訪市	1
長野県佐久市	1
長野県千曲市	1
長野県安曇野市	1
長野県高山村	1
岐阜県岐阜市	1
静岡県	3

景観行政団体	指定件数
静岡県浜松市	1
静岡市沼津市	1
静岡県三島市	1
静岡県富士市	2
静岡県袋井市	1
静岡県下田市	1
愛知県名古屋市	1
愛知県岡崎市	4
三重県	1
三重県四日市市	1

【参考】国交省HP：景観法の施行状況(平成29年3月31日時点) <http://www.mlit.go.jp/common/001139943.pdf>

景観整備機構の指定状況

■ 全国の指定状況（のべ110法人、19都道県、55市区町村）

景観行政団体	指定件数
三重県伊勢市	2
三重県松阪市	1
福井県越前市	1
滋賀県大津市	1
京都府京都市	2
大阪府大阪市	3
大阪府吹田市	2
大阪府箕面市	2
奈良県	3
奈良県明日香村	1

景観行政団体	指定件数
鳥取県	1
鳥取県鳥取市	1
島根県松江市	2
岡山県	1
岡山県倉敷市	1
福岡県	2
福岡県久留米市	1
佐賀県佐賀市	1
長崎県	1
長崎県長崎市	1

景観行政団体	指定件数
熊本県	2
大分県	1
大分県中津市	1
宮崎県	2
宮崎県宮崎市	1
宮崎県日向市	1
宮崎県高鍋町	1
宮崎県日之影町	1
鹿児島県	2
鹿児島県鹿児島市	2

景観行政団体	指定件数
鹿児島県薩摩川内市	2
鹿児島県霧島市	1
沖縄県	3
沖縄県浦添市	1

【参考】国交省HP：景観法の施行状況(平成29年3月31日時点)

<http://www.mlit.go.jp/common/001139943.pdf>

景観整備機構の指定状況

■ 政令市の指定状況（のべ8法人、5都市/20都市）

都市	景観整備機構名称	指定年月日	業務内容
川崎市	一般社団法人神奈川県建築士会	平成25年2月25日	第1号、第6号、第7号
浜松市	公益社団法人静岡県建築士会	平成21年8月5日	第1号、第2号、第3号、第6号、第7号
名古屋市	公益財団法人名古屋まちづくり公社	平成21年3月18日	第1号、第2号、第6号、第7号
京都市	財団法人京都市景観・まちづくりセンター	平成17年5月9日	第1号、第2号、第6号、第7号
	特定非営利活動法人京都景観フォーラム	平成26年8月29日	第1号、第6号、第7号
大阪市	一般社団法人大阪府建築士事務所協会	平成18年8月11日	第1号、第6号、第7号
	公益社団法人大阪府建築士会	平成19年12月28日	第1号、第6号、第7号
	一般財団法人大阪スポーツみどり財団	平成19年12月28日	第1号、第2号、第6号、第7号

①(一社)ひと・まち・鎌倉ネットワーク

指定までの経緯

・平成15年 地元の様々な専門家からなる有志の団体として結成。建築・都市計画・行政・不動産・メディア等の専門家同士が相互交流するネットワークを構築しながら、街づくりや景観保護・向上に関連した見学、調査研究、研修などの活動を展開。

・平成22年 一般社団法人を設立

・平成23年 景観整備機構に指定

業務区分						
1	2	3	4	5	6	7
○					○	

主な業務内容

1. 景観形成協議会に対する専門家の派遣。
景観協定の締結等を目指す活動等、地域住民による主体的な景観・まちづくり活動に対する専門家の派遣。
HP及び展示会等を活用した広報等
2. 景観・まちづくり活動の促進、
鎌倉らしい景観分析等の調査研究。



【活動実績】 由比ガ浜デザインデビューでの景観形成協議会へのサポート

②NPO 沖縄の風景を愛さずる会^{かな}

指定までの経緯

・平成14年～20年まで、任意の風景デザイン研究会として、風景・景観に関するプロジェクトへの参画等を重ねる。

・平成21年 NPO法人を設立

・平成22年 景観整備機構に指定

業務区分						
1	2	3	4	5	6	7
○					○	○

主な業務内容

1. 風景・景観に関する法律制度、計画・事業の事例収集と蓄積及びこれらの情報発信。
市町村や市民団体等への専門家の派遣。
2. 風景・景観に関する自主的な調査研究
3. 風景・景観に関する具体的事例の見学会の実施、シンポジウムやフォーラムの開催



【活動実績】 平成25年沖縄県風景づくり人材育成事業、風景学習事業の開催

札幌市景観整備機構として想定される業務

業務（景観法第93条）

- 1.良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 2.管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。
- 3.景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。
- 4.前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。
- 5.景観法第五十五条第二項第一号の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと。
- 6.良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。
- 7.前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。

北海道建築士会の活動について（北海道景観整備機構）

①**良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。**



景観スペシャリスト養成講座の修了生や地域の専門家等への要請があった場合に派遣や情報提供を行うことができる。

人材育成

【景観スペシャリスト養成講座】

地域の景観を考える機会の提供、実際にまちづくり活動をする際に役立てる人材の育成を行う。

（2010年から3カ年実施）



北海道建築士会の活動について（北海道景観整備機構）

⑥ 良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。



歴史的地域資産の調査・保存活用検討を行う。

調査

北海道建築士会の支部活動としては、調査事例はあるが、整備機構としての調査実績はない。

北海道建築士会の活動について（北海道景観整備機構）

⑦前各号に掲げるもののほか、
良好な景観の形成を促進する
ために必要な業務を行うこと。



各種イベントの企画（景観バスツアー、
まちづくりフォーラム、建築のお仕事体
験イベント）。

普及啓発

【景観バスツアー】（北海道建築士会札幌支部）

広く一般市民向けに参加を呼びかけ、市内に点
在する景観資産や都市景観賞の受賞作品を通じて
地域の魅力を再認識してもらう。

（2011年から継続）



北海道建築士会の活動について（北海道景観整備機構）

普及啓発

【建築のお仕事体験イベント】

（北海道建築士会青年委員会）

将来を担う子どもたちに建築やモノづくりの
楽しさ・素晴らしさを知ってもらおう。

（2011年から継続）



札幌市において景観整備機構が行う業務について

〔北海道建築士会を想定〕

① 専門知識を有する者の派遣・情報提供・その他の援助

- ・札幌市景観アドバイザーの担い手

⑥ 景観関連調査研究

- ・活用促進景観資源の周知
- ・札幌景観資産の保全・活用検討

⑦ その他良好な景観形成の推進に必要な業務

- ・普及啓発イベントの取組